

江田島市教育委員会会議録

令和3年6月21日（月）令和3年第8回教育委員会会議定例会を江田島市立能美中学校視聴覚室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時00分
閉会 午前 9時29分

2 出席者（5名）

| | |
|----------|--------|
| 教育長 | 小野藤 訓 |
| 教育長職務代理者 | 三島 雅司 |
| 委員 | 樋上 美由紀 |
| 委員 | 小宇根 康典 |
| 委員 | 泊野 仁美 |

3 出席説明員

| | |
|----------------|-------|
| 教育次長 | 山井 法男 |
| 学校教育課長 | 山近 宏 |
| 生涯学習課長 | 江郷 洋子 |
| 学校給食共同調理場総括場長 | 仁井 雄一 |
| 大柿自然環境体験学習交流館長 | 西原 直久 |

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長 寺口 博文

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第20号 江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について
- (4) 議案第21号 江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和2年度事業対象）案について
- (5) 承認第16号 令和3年度江田島市一般会計補正予算（3号）（教育委員会関係分）について
- (6) 承認第17号 江田島市教科用図書採択地区中学校選定委員会委員及び調査員の委嘱に

ついて

- (7) 承認第18号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について
- (8) 承認第19号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第8回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 教育長

審議に入る前に、12ページの承認第17号から20ページの承認第19号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第17号「江田島市教科用図書採択地区中学校選定委員会委員及び調査員の委嘱について」と承認第18号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第19号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第17号「江田島市教科用図書採択地区中学校選定委員会委員及び調査員の委嘱について」と承認第18号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第19号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、三島委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3、議案第20号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第20号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」でございます。

議案書、3ページをお開きください。

提案理由でございます。

介護支援部分休暇制度の制定に伴い、現行規定の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長から、説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第20号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書、4ページをお開きください。改正条文でございます。

8ページには参考資料として新旧対照表を添付しております。

内容につきましては、まず、お手元に配布いたしました参考資料で説明をさせていただきます。

1.（1）が改正の趣旨でございます。

介護支援部分休暇は、仕事と介護の両立支援をより一層推進することを目的として、要介護者の介護のため、任命権者が定める時間を単位として、1週間当たりの勤務時間の2分の1の範囲内で勤務しないことが認められる無給の休暇制度でございます。

（2）には要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合の要件が示されており、（3）には、介護支援部分休暇の1週間あたりの時間が示されており、さらに裏面の表には、「介護支援部分休暇と介護休暇、介護時間」との違いが示されております。

次に、議案書8ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の、第6条中の9項に「職員は、条例第14条の3に規定する介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。」という文言を加え、10項には、「前項に規定する介護支援部分休暇の承認の請求は、休暇簿によって行わなければならない。」という文言を新たに加え、改めるものでございます。

7ページをご覧ください。

附則として、「この訓令は、令和3年7月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第20号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第21号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和2年度事業対象）案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第21号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和2年度事業対象）案について」でございます。

議案書、9ページをお開きください。

提案理由でございます。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成いたしましたので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第17号の規定により、委員会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書」(案)を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

報告書の1ページが点検・評価制度の概要、2ページから10ページまでが点検評価の結果、11ページから14ページまでが点検評価に対する外部評価委員の意見、15ページが、総合評価となっております。15ページの総合評価を読み上げさせていただきます。

(総合評価に対する外部評価委員の意見を読み上げる。)

という総合評価を頂きました。

続いて、16ページから18ページが教育委員会の活動状況、19ページ、20ページが令和2年度江田島市教育委員会経営計画、最後の21ページ、A3横版が、令和2年度自己評価表となっております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 泊野委員

報告書の中で「体力づくり」と表記されたものと「体力づくり」と表記されているものが混同しているが、どちらが正しい表記なのか。

○ 学校教育課長

「体力づくり」が正しい表記なので統一します。

○ 三島委員

報告書は、議会へ報告しているのか。

○ 教育次長

本日の教育委員会会議の議決を経てから議会へ報告します。

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第21号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書(令和2年度事業対象)案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5，承認第16号「令和3年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今，上程されました承認第16号「令和3年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書，10ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和3年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）を，臨時に代理しましたので，江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第5条第2項の規定により，委員会へ報告し，承認を求めるものでございます。

11ページをお開きください。

歳出につきまして，大柿中学校の水道管に漏水があったことから，布設替えの予算を計上させていただいております。

以上の補正予算を，令和3年第2回江田島市議会定例会に上程し，6月16日に議決されました。

以上で，説明を終わります。

ご審議のほど，よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

（全員質疑なし）

○ 教育長

それではこれで，本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第16号「令和3年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について」は，原案のとおり承認することに，ご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第 6，承認第 17 号「江田島市教科用図書採択地区中学校選定委員会委員及び調査員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 7，承認第 18 号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第 8，承認第 19 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は，令和 3 年 7 月 19 日（月）午前 10 時 00 分から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員